

# 重要事項説明書

(居宅介護支援)

事業者：ケアプランセンターえくぼ

(指定番号 第 2371603214号)

# 居宅介護支援重要事項説明書

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 052-918-2835

※ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

居宅介護支援担当者：\_\_\_\_\_

## 2. 事業所の概要

### (1) 事業所番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアプランセンターえくぼ
所在地	〒468-0045 名古屋市天白区野並二丁目431番地 YKビル2階
介護保険事業所番号	2371603214
サービス提供地域	名古屋市全域、豊明市、東海市 ほか
管理者の氏名	萩原 幸子

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

### (2) 事業所の職員体制

(令和6年10月1日現在)

従業員の職種	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1名		事業所の運営および業務全般の管理
主任介護支援専門員	2名(1名兼務)		居宅介護支援サービス等に係る業務
介護支援専門員	2名		
事務職員等		1名	連絡調整、関連書類打ち込み、ファイリング

### (3) 営業時間

月～金	午前8時30分～午後5時30分
-----	-----------------

## 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

### (1) 契約の締結

お電話でお申し込みください。担当者が説明にお伺いいたします。当事業所にケアプラン作成について相談することでご了解いただけましたら、契約書を取り交わします。

### (2) 居宅サービス計画の作成

利用者の方やご家族よりお話を伺い、解決すべき課題を明らかにします。必要があれば関わっている関係機関等にもお聞きし、できるだけ正しい情報収集に努めます。課題を解決するための居宅

サービス計画の原案を作成し、利用者およびご家族に説明し利用者から文書により同意を得ます。サービス担当者会議を開催して作成することもあります。

(3) 経過観察・連絡調整と再評価

利用者の方やご家族と毎月連絡を取り、利用者の状態やサービスの利用状況について把握します。同時にサービス事業者より実施状況を把握し、必要な連絡調整を行いません。状態の変化や利用者の希望に応じて、居宅サービス計画の変更や要介護認定の再申請のお手伝いをいたします。

(4) 施設入所への支援

利用者が介護保険施設の利用を希望した時は、施設の紹介をする等のお手伝いを行いません。

(5) 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合や、当事業所がその必要性を判断した時は、双方で話し合い、ご了解を得た上で居宅サービス計画を変更いたします。

(6) 給付管理

居宅サービス事業者より実施状況を把握し、それに基づいて毎月給付管理票を作成した後、国民健康保険団体連合会へ提出いたします。

#### 4. 利用料金

(1) 利用料

利用料は次の〈居宅介護支援料金表〉の通りです。要介護として認定された方は、介護保険で全額給付されますので、通常は自己負担はありません。

保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、下記の料金をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を、後日、市等の担当窓口へ提出しますと全額払い戻しを受けることができます。

(2) 交通費

前記2(1)の「サービス提供地域」にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお伺いするための交通費の実費を請求する場合があります。

(3) 解約料

利用者はいつでも文書により契約を解約することができます。一切料金はかかりません。

(4) 支払方法

料金が発生する場合、月毎の精算とし、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、30日以内にお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

＜居宅介護支援費＞

	算定項目	算定条件等	月額料金
居宅介護 支援費（Ⅰ）	要介護1・2	介護支援専門員1人あたり（44件中）の 担当件数が1～44件	1086単位
	要介護3・4・5		1411単位
	要介護1・2	介護支援専門員1人あたり（44件中）の 担当件数が45～59件	544単位
	要介護3・4・5		704単位
	要介護1・2	介護支援専門員1人あたり（44件中）の 担当件数が60件以上	326単位
	要介護3・4・5		422単位
居宅介護 支援費（Ⅱ）	要介護1・2	介護支援専門員1人あたり（49件中）の 担当件数が1～49件	1086単位
	要介護3・4・5		1411単位
	要介護1・2	介護支援専門員1人あたり（49件中）の 担当件数が50～59件	544単位
	要介護3・4・5		704単位
	要介護1・2	介護支援専門員1人あたり（49件中）の 担当件数が60件以上	326単位
	要介護3・4・5		422単位

\*1単位 11.05円      \*通常、自己負担はありません

＜加算について＞

初回加算	新規に居宅サービス計画を作成した場合	300単位
特定事業所加算	質の高いケアマネジメントを実施する事業所を評価するものです。 専門性の高い人材を確保して事業所の体制を整えていること、実際に 支援困難ケースや中重度者の対応をしていることなどが要件となる	(Ⅰ)519単位
		(Ⅱ)421単位
		(Ⅲ)323単位
		(A)114単位
入院時情報連携加算 (Ⅰ)	病院又は診療所に入院した当日に、当該病院又は診療所の職員に対し て必要な情報提供を行った場合	250単位
入院時情報連携加算 (Ⅱ)	病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職 員に対して必要な情報提供を行った場合	200単位
通院時情報連携加算	利用者1人につき1回が限度(医師、歯科医師の診察を受けた時)	50単位
イ) 退院・退所加算 (Ⅰ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報 提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること	450単位
ロ) 退院・退所加算 (Ⅰ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報 提供をカンファレンスにより1回受けていること	600単位
ハ) 退院・退所加算 (Ⅱ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報 提供をカンファレンス以外の方法により2回受けていること	600単位
ニ) 退院・退所加算 (Ⅱ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報 提供を2回受けており、うち1回はカンファレンスによること	750単位
ホ) 退院・退所加算 (Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報 提供を3回以上受けており、うち1回はカンファレンスによること	900単位

ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、居宅を訪問し心身の状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画書に位置付けたサービス事業者を提供した場合	400単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200単位
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	利用者が小規模多機能型居宅介護事業所の利用を開始する際に当該利用者に係る必要な情報を小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、居宅サービス計画書の作成に協力した場合	300単位
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	利用者が看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用を開始する際に当該利用者に係る必要な情報を看護小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、居宅サービス計画書の作成に協力した場合	300単位

## 5. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

### (1) 運営の方針

- ①利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう総合的かつ効率的にサービスの提供を行ないます。
- ②利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、十分な情報提供と説明を行なうとともに、公正中立な援助を行ないます。
- ③関係区市町村、地域の保健医療および福祉サービスと綿密に連携し、総合的なサービスの提供に努めます。
- ④職務上知り得た情報は、正当な理由なく第三者に提供しません。

### (2) サービス利用のために

- ①介護支援専門員の変更を希望される方はご相談に応じますのでお申し出下さい。
- ②介護支援専門員への研修については内外の研修に参加させております。

### (3) その他の事項

- ①利用者やその家族に対し、利用者は計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明しました。

- ②居宅介護支援サービスの提供にあたり、当事業所が前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画（ケアプラン）

総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の記載された割合、並びに前6ヶ月間に作成したケアプランに記載された訪問介護等の回数のうち同一のサービス事業者によって提供された割合を別紙資料にて説明しました。

## 6. 守秘義務への対応

- ①事業者およびサービス従事者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守する旨を、退職時に従業者と文書で取り交わします。
  - ②居宅介護支援の提供開始にあたり、ご利用者様より、入院時に担当介護支援専門員の事業所、氏名等を入院先医療機関に提供するように依頼させていただきます。
- ・訪問介護事業者等から伝達されたご利用者様の状態等について、ご利用者様の身体の状態や服薬状況等、介護支援専門員が把握したご利用者様の状態等について、主治医や歯科医師、薬剤師等へ必要な情報伝達を行うこととなります。
  - ・入院時における医療機関と連携を把握する観点から入院時は担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供することを義務付ける。

## 7. サービス内容に関する苦情

利用者様からの苦情に対しては、下記の担当者を配置し対応しておりますので、職員の対応、サービスの内容等につきまして不満、苦情がございましたら遠慮なく担当者へご連絡下さい。利用者様からの不満、苦情に対しまして、ただちに担当者が利用者様又は家族様と連絡を取り、詳しい事業を確認のうえ事実確認を行い、スタッフ会議にて対応策を検討し速やかに利用者様の不満を解消し、ご満足いただけるサービスの提供に努めます。

利用者様からの苦情に対する当事業所の対応に不満の場合には、市町村役所等の担当窓口等へも苦情申立てができますので、下記の苦情申立窓口にて相談下さい。

利用者様からの苦情に関して名古屋市役所介護指導課等が行う調査に協力するとともに名古屋市役所介護指導課等から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行いサービスの向上に努めます。

(相談・苦情申立窓口)

	担当部署（担当者）	連絡先	受付時間
事業所	萩原 幸子（管理者）	052-918-2835	8:30~17:30
名古屋市役所	介護指導課	052-959-3087	8:45~17:15
豊明市役所	高齢者福祉課	0562-92-1261	8:30~17:15
東海市役所	高齢者支援課	052-689-1600	8:30~17:15
愛知県国民健康保険団体連合会	苦情担当係	052-971-4165	9:00~17:00

## 8. 会社概要

社名 株式会社 Link  
資本金 3,000,000円（平成26年11月1日現在）  
設立 平成26年6月25日  
代表者 代表取締役 小木曾 由佳  
事業内容 居宅介護支援事業ほか

【居宅介護支援 重要事項説明書】

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて 重要な事項を説明しました。

事業者（法人）名：株式会社L i n k

事業所名：ケアプランセンターえくぼ

事業所住所：名古屋市天白区野並二丁目431番地 YKビル2階

代表者：小木曾 由佳 ⑩

管理者：萩原 幸子

説明者：

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受け、了承しました。

利用者

住 所

氏 名

⑩

家族・代理人・成年後見人等

住 所

氏 名

⑩